

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2019年3月

JBS Newsletter
2019年04月25日

Contents

税務法規

1. 増価税

- ▶ 「增值税改革の深化に関する政策についての公告」(財政部、国家税務总局、税関総署公告[2019]39号) (“39号公告”)
- ▶ 「增值税改革の深化に関する事項についての公告」(国家税務总局公告[2019]14号) (“14号公告”)ほか

2. 個人所得税

- ▶ 「中国国内に住所のない個人の居住期間の判定基準に関する公告」(財政部、国家税務总局公告[2019]34号) (“34号公告”)ほか

3. その他

- ▶ 「源泉徴収、代理徴収、委託代理徴収に係る手数料管理の更なる強化に関する通知」(財行[2019]11号) (“11号通達”)ほか

商務法規

- ▶ 2019年政府活動報告
- ▶ 「中華人民共和国外商投資法」(主席令[2019]26号)ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2019年03月の発行状況は以下の通りです。

- | | |
|----------------|-----------|
| ▶ 2019年 03月01日 | 第2019008号 |
| ▶ 2019年 03月08日 | 第2019009号 |
| ▶ 2019年 03月15日 | 第2019010号 |
| ▶ 2019年 03月22日 | 第2019011号 |
| ▶ 2019年 03月29日 | 第2019012号 |

Japan Business Servicesグループで、2019年03月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 増值税

- ▶ 「增值税改革の深化に関する政策についての公告」（財政部、国家稅務總局、税關總署公告[2019]39号）（“39号公告”）
- ▶ 「增值税改革の深化に関する事項についての公告」（国家稅務總局公告[2019]14号）（“14号公告”）
- ▶ 「增值税納稅申告の調整に関する事項についての公告」（国家稅務總局公告[2019]15号）（“15号公告”）
- ▶ 「『2019年增值税改革の深化に係る納稅サービス作業方案』の公布に関する通知」（税總弁發[2019]34号）（“34号通達”）

概要

2019年3月5日、第13期全国人民代表大会第2回会議の開会式において国務院の李克強総理が行った政府活動報告では、次のとおり增值税税率の調整等を行うことが明らかにされた。

- ▶ 製造業等の業種の税率を16%から13%に引き下げる。
- ▶ 交通運輸業、建築業等の業種の税率を10%から9%に引き下げる。
- ▶ 6%（特定サービス及び無形資産の販売等）の税率を維持する。生産、生活サービス業に対して、税額控除等の措置を講じる。

これを受け、2019年3月20日、3月21日に財政部、国家稅務總局及び税關總署から、增值税の調整に関する39号公告、14号公告、15号公告及び34号通達が公布された。

各通達の要点は次のとおりである。

39号公告：

增值税税率の調整：2019年4月1日施行

- ▶ 增值税一般納稅者で発生した販売行為または物品輸入について、従来の16%、10%の税率をそれぞれ13%、10%に引き下げる。
- ▶ 増值税一般納稅者が農産物を購入した場合について、従来10%の控除率が適用されていたものは、これを9%に調整する。增值税一般納稅者が13%の税率が適用される貨物の生産または委託加工を行うために購入する農産品は、10%の控除率で仕入税額を計算する。

- ▶ 従来16%の税率、16%の輸出還付率が適用されていた輸出貨物・労務は、輸出還付率を13%に調整する。従来10%の税率、10%の輸出還付率が適用されていた輸出貨物、クロスボーダー課税行為は、輸出還付率を9%に調整する。

仕入税額の控除範囲の拡大

- ▶ 国内旅客運送サービスの購入に係る仕入税額が控除できるようになる。また、增值税一般納稅者の不動産取得に係る仕入税額を一括で控除できるようになる（従来の規定では、2年にわたり控除することとされていた）。
- ▶ 2019年4月1日から2021年12月31日まで、生産、生活性サービス業の增值税一般納稅者は、当期に控除可能な仕入税額の10%を追加控除できるようになる。

增值税の期末未控除税額の還付制度の試行

2019年4月1日より、試行期間において、条件を満たす納稅者は所轄稅務機關に未控除税額の増加額（2019年3月末残高に比べ、新たに増加した期末未控除税額）の還付を申請できる。

14号公告：

14号公告では主に、增值税税率の調整後に赤字発票の発行或いは発票の補充発行が必要となる場合の取扱い、不動産に用途変更等が生じた場合の仕入税額の控除、仕入税額の追加控除の申請に必要となる提出書類等について規定している。

15号公告：

国家税務総局は15号公告により、2019年5月1日から適用される改訂後の「増增值税納税申告表(一般納税者用)」及びその附属資料(一)～(四)を公布した。15号公告によれば、2019年5月1日より、納税者は現行バージョンにおける増增值税納税申告表の附属資料(五)及び「營改増税負担分析計算明細表」の記入が不要になる。

34号通達：

国家税務総局は34号通達により、增值税改革の実施に伴う作業計画を公布した。これには、納税者がよりよく租税上のベネフィットを受けられるようするための20の措置が含まれる。その中では、国家税務総局、省税務機関が適時に「納税者の税務手続ガイドライン」を更新し、納税者が手続を行う事項について、書類のリスト化を図ることにも言及している。

参考：調整後の增值税税率

	物品販売/增值税課税行為	税率
1	納税者の物品、労務、有形動産リースサービスの販売または物品の輸入(2、4、5に別途規定されるものを除く)	13%
2	納税者の交通運輸、郵政、基礎電信、建築、不動産リースサービスの販売、不動産の販売、土地使用権の譲渡、以下の物品の販売または輸入 1. 穀物等の農産物、食用植物油、食用塩 2. 水道水、暖気、冷気、熱水、ガス、液化石油ガス、天然ガス、ジメチルエーテル、メタンガス、住民用石炭製品 3. 図書、新聞、雑誌、オーディオビジュアル製品、電子出版物 4. 飼料、化学肥料、農業、農業機械、農業用フィルム 5. 国務院が規定するその他の貨物	9%
3	納税者のサービス、無形資産の販売(1、2、5に別途規定するものを除く)	6%
4	納税者の物品の輸出は税率をゼロとする(ただし、国務院が別途規定する場合を除く)	0%
5	国内企業及び個人による、国務院が規定しり範囲内のサービス、無形資産のクロスボーダー販売	0%

今回の增值税改革に関する解説については、2019年3月に発行した「間接税ニュースレター」を参照ください。

39号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4160283/content.html>

14号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4160328/content.html>

15号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4161076/content.html>

34号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4160508/content.html>

2019年3月に発行した「間接税ニュースレター」(日本語翻訳版)の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-china-indirect-tax-alert-201904-jp/\\$FILE/ey-china-indirect-tax-alert-201904-jp.pdf](https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-china-indirect-tax-alert-201904-jp/$FILE/ey-china-indirect-tax-alert-201904-jp.pdf)

▶ 「增值税専用発票の偽造防止措置の調整に関する事項についての公告」(国家税務総局公告[2019]9号)(“9号公告”)

概要

国家税務総局は2019年2月3日付で、2019年第1四半期以降の增值税専用発票の偽造防止措置の調整に関する事項について規定した9号公告を公布した。

9号公告によれば、增值税専用発票の現行バージョンにおける複数の偽造防止措置は廃止されるが、税務機関の在庫及び納税者がまだ使用していない增值税専用発票は引き続き使用することができる。

9号公告は公布日より施行され、「新バージョンの增值税専用発票の使用開始に関する公告」(国家税務総局公告[2014]43号) (“43号公告”)第3条及び添付3は同時に廃止された。

9号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4070553/content.html>

9号公告についての公式解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c4070515/content.html>

43号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c150709/content.html>

2. 個人所得税

- ▶ 「中国国内に住所のない個人の居住期間の判定基準に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2019]34号) (“34号公告”)
- ▶ 「非居住者個人と住所のない居住者個人に係る個人所得税政策に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2019]35号) (“35号公告”)

概要

改正後の「中華人民共和国個人所得税法」及び「中華人民共和国個人所得税法実施条例」(“実施条例”)に基づき、財政部及び国家税務総局は2019年3月14日付で、34号公告及び35号公告を公布し、次の事項について明らかにした。

中国国内に住所のない¹個人の居住期間

- ▶ 中国国内に住所のない個人は、以下の条件を全て満たす場合、当該納税年度における中国国内源泉、国外源泉の所得について、個人所得税を納付しなければならない。
 - ▶ 当該個人が1納税年度に中国国内に累計で満183日居住し、かつその前の6年間²において毎年、中国国内に累計で満183日居住していること
 - ▶ 上記年度のいずれの年度においても、1回で30日を超える出国がないこと

- ▶ 中国国内に住所のない個人が1納税年度に中国国内に累計で183日居住したが、その前の6年間のいずれかの年度において、中国国内に累計で満183日居住しなかったか、或いは1回で30日を超える出国があった場合、当該納税年度の中国国外源泉所得で、中国国外の組織または個人が支払った所得は、個人所得税を免除する。

¹ ここでいう“住所”とは、戸籍、家庭、経済的利益関係により、習慣的に居住する場所を指し、中国国外企業からの出向者等は通常、“中国国内に住所のない個人”に該当する。

² “その前の6年間”とは、当該納税年度の1年前から6年前までの連続する6納税年度をいう。“その前の6年間”は、2019年度以降の年度から計算される。即ち、住所のない個人の2018年度以前の居住記録は影響を与えない。

居住日数の判定基準

中国国内に住所のない個人の1納税年度における中国国内の累計居住日数は、個人が中国国内に滞在する累計日数によって計算する。中国国内に満24時間滞在する日は中国国内の居住日数に含め、24時間未満の日は中国国内の居住日数に含めない。

所得の源泉地の判定基準

- ▶ **給与賃金:** 中国国内の勤務期間に帰属する給与賃金所得が中国国内源泉所得となる。
- ▶ **賞与及びストック・インセンティブ所得:** 中国国内に住所のない個人が中国国内で職務を履行するか、または執行することにより受け取る数か月分の賞与(即ち、数か月に帰属する賞与、年末昇給、配当金等の給与所得)或いはストック・インセンティブ所得(即ち、ストック・オプション、制限付き株式、株式評価益権、株式報酬等)は、中国国内の勤務期間に帰属する部分が中国国内源泉所得となる。
- ▶ **董事、監事及び高級管理職務を担う個人(“高級管理者”)の取得する報酬所得:** 国内居住者企業が支払うか、または負担する董事費、監事費、給与或いはその他の類似報酬(数か月分の賞与及びストック・インセンティブ所得を含む)は、中国国内源泉所得となる。
- ▶ **原稿料所得:** 中国国内企業、事業組織、その他の組織が支払うか、または負担する原稿料所得は、中国国内源泉所得となる。

住所のない個人の給与所得に係る収入額の計算方法

35号公告では、中国国内に住所のない個人の所得税処理について、次のように規定している。

住所のない個人が非居住者個人である場合

- ▶ 1納税年度における中国国内での居住期間が累計で90日を超えない非居住者個人は、中国国内の勤務期間に帰属する、国内雇用主が支払うか、または負担する給与所得について、個人所得税を納付する。
- ▶ 国内雇用主には、従業員を雇用する国内の組織、個人及び国外の組織、個人の中国国内における機構、場所が含まれる。
- ▶ 国内雇用主が推定課税方式を採用するか、または営業収入がなく課税されない場合、中国国内に住所のない個人が当該国内雇用主のために勤務し、取得する給与所得は、当該国内雇用主の会計帳簿に計上されるか否かにかかわらず、国内雇用主が支払うか、または負担するものとみなされる。
- ▶ 中国国内に住所のない個人が中国国内、国外の組織で職務を担うか、或いは中国国外の組織でのみ職務を担い、当期に中国国内、国外で勤務する場合、中国国内、国外の勤務日数が当期の総日数に占める割合に基づき、中国国内源泉、国外源泉の所得を算定する。
- ▶ 当該個人の給与の収入額(課税所得額)の計算式は次のとおりである。

当月の給与の収入額=" 当月の国内外の給与総額

$$\times \frac{\text{当月の国内支払の給与金額}}{\text{当月の国内外の給与総額}} \times \frac{\text{当月の給与の帰属する勤務期間における国内勤務日数}}{\text{当月の給与の帰属する勤務期間の日数}}$$

- ▶ 1納税年度における中国国内での居住期間が累計で90日を超えるが、183日未満の非居住者個人は、中国国内の勤務期間に帰属する給与所得について、個人所得税を納付する。当該個人が取得する中国国外の勤務期間に帰属する給与所得は、個人所得税を課されない。当該個人の給与の収入額の計算式は次のとおりである。

当月の給与の収入額=当月の国内外の給与総額

$$\times \frac{\text{当月の給与の帰属する勤務期間における国内勤務日数}}{\text{当月の給与の帰属する勤務期間の日数}}$$

住所のない個人が居住者個人である場合

- ▶ 中国国内に累計で満183日居住する年度が(前年度までに)連続満6年に満たない³個人は、中国国外の勤務期間に帰属し、かつ国外の組織または個人が支払う部分を除く⁴給与所得について個人所得税を納付する。当該個人の給与の収入額の計算式は次のとおりである。

当月の給与の収入額=当月の国内外の給与総額

$$\times \left[1 - \frac{\text{当月の国外支払の給与金額}}{\text{当月の国内外の給与総額}} \times \frac{\text{当月の給与の帰属する勤務期間における国外勤務日数}}{\text{当月の給与の帰属する勤務期間の日数}} \right]$$

- ▶ 中国国内に累計で満183日居住する年度が(前年度までに)連続満6年に達し、かつ満183日居住したいずれの年度においても1回で30日を超える出国がない個人は、国内、国外から取得する全ての給与所得について個人所得税を納付する。

³中国国内に満183日居住するいずれかの年度において1回で30日を超える出国があれば、中国国内に満183日居住する年度の連続年数の計算はリセットされる。

⁴国外の組織または個人が支払う中国国外源泉所得について個人所得税の免除を受ける場合、当該個人は所轄税務機関で届出手續を行わなければならない。

住所のない個人が高級管理者である場合

住所のない個人が居住者個人で、かつ高級管理者である場合、給与の収入額は前述した“住所のない個人が居住者個人である場合”的規定に従って、個人所得税を納付する。

住所のない個人が非居住者個人で、かつ高級管理者である場合、次のように取り扱う。

- ▶ 1納税年度における中国国内での居住期間が累計で90日を超えない高級管理者は、国内雇用主が支払うか、または負担する給与所得について、個人所得税を納付する。
- ▶ 1納税年度における中国国内での居住期間が累計で90日を超えるが、183日未満の高級管理者は、中国国外の勤務期間に帰属し、かつ国内雇用主が支払わない、または負担しない部分を除く給与所得について個人所得税を納付する。当該個人の給与の収入額の計算式は次のとおりである。

当月の給与の収入額"="当月の国内外の給与総額

$$\times \left[1 - \frac{\text{当月の国外支払の給与金額}}{\text{当月の国内外の給与総額}} \times \frac{\text{当月の給与の帰属する勤務期間における国外勤務日数}}{\text{当月の給与の帰属する勤務期間の日数}} \right]$$

そのほか、35号公告では、住所のない個人の税額計算及び徴税管理についても規定している。34号及び35号はいずれも2019年1月1日より施行され、非居住者個人が2019年1月1日以後に取得した所得について、従来の規定により過大納付した税額は、税額還付を申請できる。35号公告には、廃止される税務法規も列挙されている。

コメント

34号公告では、外国人材の誘致をさらに図るため、中国国内に住所のない個人について、国内滞在が24時間未満の日は国内居住日数に含まない旨を規定している。例えば、ある香港の居住者が毎週、月曜日の朝から金曜日の夜まで中国内地で勤務する場合、毎週の中国内地での居住日数は3日間となる（従来の規定では5日間であった）。このため、当該中国内地に住所のない香港居住者は当年度において中国内地の居住者個人には該当しないことになる。

個人の中国国内での居住日数は恒久的施設（PE）の認定にも影響を与える可能性がある。

例えば、中国が香港と締結している租税協定によれば、香港企業が直接に、または使用人や雇用するその他の人員を通じて、中国内地において同一のプロジェクトまたは関連するプロジェクトのために役務を提供し、プロジェクトの持続期間が任意の12か月の間に連続または累計で183日を超える場合、サービス型PEに該当する。34号公告が公布されるまで、人員が中国内地に派遣された初日も中国内地を離れる日も中国内地での居住日数に含むとするのが通常の方法であったが、34号公告により中国国内での居住日数の計算方法が変更されたことが、PEの認定にも影響を与えるか否かは現時点で明らかではない。

一方で、PEに該当するか否かは、住所のない個人の中国における個人所得税の納税義務に影響を与える。PEに該当する場合、住所のない個人が当該PEのために勤務することにより取得する給与所得は、全て当該PEが支払うか、または負担するものとみなされる（35号公告により、PEは当該個人の国内雇用主とみなされる）。即ち、当該個人は中国居住日数にかかわらず、中国で個人所得税の納税義務を負うことになる。

なお、参考として、改正後の個人所得税法の下での居住者の判定と中国における納税義務の範囲をまとめると下表のようになる。

中国国内における滞在期間		中国国内源泉所得		中国国外源泉所得	
居住者/非居住者	国内機構が負担	国外機構が負担	国内機構が負担	国外機構が負担	
中国国内に住所がなく、1納税年度における中国国内での居住期間が累計で90日を超えない個人	非居住者	納税義務あり	納税義務なし	納税義務なし	納税義務なし
中国国内に住所がなく、中国国内での居住期間が累計で90日を超えるが、183日未満の個人	非居住者	納税義務あり	納税義務あり	納税義務なし	納税義務なし
中国国内に住所がなく、中国国内に累計で満183日居住する年度が連續満6年に満たない個人	居住者	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり	納税義務なし
中国国内に住所がなく、中国国内に累計で満183日居住する年度が連續満6年に達し、かつ満183日居住するいずれの年度においても1回で30日を超える出国がない個人	居住者	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり
中国国内に住所がある個人	居住者	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり	納税義務あり

34号公告及び35号公告の解説については、「人事及び税務速報-中国に住所のない個人の個人所得税に係る新規定の公布」(2019年3月)をご参照ください。

34号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4148981/content.html>

34号公告についての公式解釈の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c4148935/content.html>

35号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c4149634/content.html>

2019年3月発行の「人事及び税務速報」(日本語版)の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-jps-human-resource-and-tax-alert-mar-2019/\\$FILE/ey-jps-human-resource-and-tax-alert-mar-2019.pdf](https://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-jps-human-resource-and-tax-alert-mar-2019/$FILE/ey-jps-human-resource-and-tax-alert-mar-2019.pdf)

3. その他

▶ 「源泉徴収、代理徴収、委託代理徴収に係る手数料管理の更なる強化に関する通知」(財行[2019]11号) (“11号通達”)

概要

財政部、国家税務総局及び中国人民銀行は2019年2月2日付で、源泉徴収、代理徴収、委託徴収に係る手数料の管理について規定した11号通達を公布した。

11号通達によれば、源泉徴収、代理徴収、委託代理徴収とは、それぞれ次のことを指す。

▶ 源泉徴収：租税法律、行政法規で源泉徴収義務を有すると規定している組織及び個人が支払を行う際に、税務機関の代わりに、納税義務を負う組織または個人に支払う収入の中から税額を控除し、かつ税務機関に納付すること

▶ 代理徴収：租税法律、行政法規で源泉徴収義務を有すると規定している組織及び個人が代金を受け取る際に、税務機関の代わりに、納税義務を負う組織または個人から税額を受け取り、かつ税務機関に納付すること

▶ 委託代理徴収：税務機関が「中華人民共和国租税徵収管理法」における租税管理、納税の利便に資するべきという要求に応じて、双方の自由意志、簡便な徴収、管理の強化、法による委託という原則及び国家の管理規定に基づいて、関連する組織及び個人に、少額で、分散し、或いは異なる地域で納付する租税の代理徴収を委託すること

税務機関は税額の源泉徴収、代理徴収、委託代理徴収が行われた場合、一定割合の手数料を支払うとされているが(例えば、源泉徴収の場合は税額の2%以内で、年間70万元を限度とする)、11号通達によると、源泉徴収義務者、代理徴収義務者及び委託代理徴収者は毎年3月30日までに、前年度の手数料の申請資料を税務機関に提出しなければならない。期限までに申請を提出しなかった場合は、前年度分の手数料を自動的に放棄したものとみなされる。年度内に源泉徴収義務者、代理徴収義務者の義務が終止し、或いは委託代理徴収者の委託代理徴収関係が終止した場合は、その後3ヶ月以内に手数料の申請資料を税務機関に提出する。

11号通達は公布日より施行され、以前に出された関連の通達は同時に廃止された。

11号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://xzzf.mof.gov.cn/zhangwuxinxi/zhangcefabu/201902/t20190227_3179111.html

▶ 「2019年財政部立法作業計画」

概要

財政部は2019年3月20日付で、「2019年財政部立法作業計画」を公布した。

2019年中に起草または改正することが計画されている法律法規のうち、財政部が起草し、国务院に報告する税務に関する法律は次のとおりである。

增值税法、消費税法、印税税法、都市維持建設税法、土地增值税法、關稅法

「2019年財政部立法作業計画」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://tfs.mof.gov.cn/zhangwuxinxi/caizhengfazhido/201903/t20190320_3199939.html

商務法規

▶ 2019年政府活動報告

概要

2019年3月5日に國務院の李克強総理が行った政府活動報告（「2019年報告」）には、2018年の政府活動の振り返りと2019年の政府活動の任務が含まれる。

そのうち、2019年の政府活動の任務には、增值税改革に関する内容（本速報における税務法規「1. 増值税」部分を参照）が含まれるが、そのほかに税務及び商務に関する以下の内容にも留意する必要がある。

社会保険料の企業負担分の軽減

城鎮職工基本養老保険の会社負担分の比率を16%に引き下げる。各地が過去の未納分を自ら集中的に精算することは認められない。

市場の活性化

市場参入のネガティブリストをさらに縮減するほか、企業の行政負担を低減するための措置を導入する。例えば、企業関連の経営許可に対する「証照分離」改革の実施、全国における工事建設プロジェクトの承認制度改革の推進、オンラインの審査・承認及びサービスの普及等である。

「2019年報告」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/guowuyuan/2019-03/05/content_5370734.htm

▶ 「中華人民共和国外商投資法」(主席令[2019]26号)

概要

2019年3月15日、第13期全国人民代表大会第2回会議で「中華人民共和国外商投資法」（「外商投資法」）が可決され、公布された。

「外商投資法」は6章から構成され、主な内容は次のとおりである。

▶ 総則： 対外開放をさらに拡大し、外商投資を積極的に促進し、外商投資の合法的な権益を保護し、外商投資に対する管理を規範化するため、憲法に基づき、「外商投資法」を制定した。

「外商投資法」でいう外商投資とは、外国の自然人、企業またはその他の組織（「外国投資者」）が直接または間接に中国国内で行う投資活動のことをいう。国家は外商投資に対し、参入前内国民待遇及びネガティブリスト管理制度を実施する。

▶ 投資促進： 外商投資企業には法に基づき、国家による企業の発展を支持するための諸政策が平等に適用される。外商投資企業は法に基づき、株式、社債等の証券を公開発行すること及びその他の方法で資金を融通することができる。

▶ 投資の保護： 外国投資者は、中国国内における出資、利益、キャピタルゲイン、資産処分所得、知的財産権のロイヤリティ、法によって取得した補償または賠償、清算所得等を、法に基づき人民元または外貨で自由に入金、送金することができる。国家は外国投資者と外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者と関係する権利者の合法的権益を保護する。

▶ 投資管理： 外商投資参入ネガティブリストで投資を禁止すると規定している分野に対し、外国投資者は投資してはならない。外商投資企業の組織形式、組織機構及びその活動基準については、「中華人民共和国公司法」、「中華人民共和国パートナーシップ企業法」等の法律の規定を適用する。

▶ 法的責任： 外国投資者の投資活動が外商投資参入ネガティブリストの規定に違反した場合、法に基づき相応の法的責任を負わなければならない。

▶ 附則： いずれかの国家または地域が投資に関して、中華人民共和国に対して差別的な禁止、制限またはその他の類似の措置をとる場合、中華人民共和国は実際の状況に応じて当該国家または当該地域に対して対応する措置をとることができる。外国投資者が中国国内で銀行業、証券業、保険業等の金融業種に投資する場合、または証券市場、外貨市場等の金融市场において投資を行う場合の管理については、国家の別途規定がある場合、その規定に従う。

「外商投資法」は2020年1月1日より施行される。「中華人民共和国外合资經營企業法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合作經營企業法」は同時に廃止される。

「外商投資法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2019-03/15/content_2083532.htm

「中華人民共和国公司法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-11/05/content_2065671.htm

「中華人民共和国パートナーシップ企業法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2006-09/26/content_354975.htm

「中華人民共和国中外合資經營企業法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/06/content_1997113.htm

「中華人民共和国外資企業法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/06/content_1997114.htm

「中華人民共和国中外合作經營企業法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-11/28/content_2032723.htm

▶ 「北京市におけるサービス業の開放拡大の総合的な試験実施を全面的に推進する方案についての返答」(国函[2019]16号) (“16号通達”)

概要

國務院は2015年5月5日付で、同日より北京市において3年間にわたるサービス業の開放拡大に係る総合的な試験(“北京での試験”)を実施する旨の国函[2015]81号(“81号通達”)を公布した。北京での試験は、2017年の国函[2017]86号(“86号通達”)により、深化が図られた。(86号通達については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2017年7月号を参照。)

國務院は2019年1月31日付で16号通達を公布し、同日より北京での試験の実施をさらに3年間延長し、推進することを明らかにした。

北京市における主な開放措置は次のとおりである。

外商投資性公司の設立

外国投資者が投資性公司の設立を申請する際の要件が緩和される。

▶ 申請前の1年間における外国投資者の資産総額の最低金額を2億米ドルに引き下げる(現行の規定では、4億米ドルを下回らないこととされている)。

▶ 外国投資者が中国国内にすでに設立した外商投資企業の数についての要求を撤廃する(現行の規定では、投資者は中国国内にすでに10社以上の外商投資企業を設立していなければならぬとされている)。

金融業

▶ 適格の国内機関投資家(QDII)の資格範囲を、国内外機構が北京市に発起設立した投資管理機構(国内の証券会社、基金管理会社及び先物会社)まで拡大する。

▶ 要件を満たす北京に所在する機関が適格国内有限責任組合(QDLP)の海外投資の試験に参加することを支持し、適格機関が適格投資者から人民元資金を調達し、かつこれを海外市场へ投資することを認める。

電信業

北京市におけるサービス業の開放拡大に係る総合試験のモデルゾーン及びモデルパークにおいて、ストアアンドフォワードサービス、国内のマルチパーティコミュニケーションサービス、インターネットアクセスサービス(ユーザーへのインターネットアクセスサービスの提供に限定される)等の付加価値通信サービスにおける外資持分比率についての制限を撤廃する。

慣例に従って、國務院は16号通達の実施に合わせて、北京市における行政審査及び参入に係る特別管理措置の一時的な調整に関する通達をさらに公布するものと見込まれる。

16号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-02/22/content_5367708.htm

81号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-05/21/content_9794.htm

86号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-07/11/content_5209573.htm

▶ 「外国企業の常駐代表機構の2018年の年度報告業務の実施と監督管理の強化に関する通知」(市監信[2019]7号) (“7号通達”)

概要

「外国企業常駐代表機構の登記管理条例」(「管理条例」)に基づき、外国企業の常駐代表機構(駐在員事務所) (“代表機構”)は、毎年3月1日から6月30日までの間に登記機関へ年度報告書を提出しなければならない。国家市場監督管理局は2019年2月12日付で、代表機構の2018年の年度報告と監督管理の強化に関する7号通達を公布した。

7号通達によれば、2018年12月31日までに設立された代表機構は、新バージョンの年度報告書(詳細については、7号通達の添付資料1を参照)を提出しなければならない。

各地の市場監督管理局は、代表機構が提出した年度報告書及び監査報告書を慎重に審査し、営利事業への従事の有無、駐在期限の超過の有無等を重点的にチェックしなければならない。

「管理条例」に基づき、登記機関は年度報告書を提出していない代表機構に対し、処罰を行い、または規定に基づきその登記証を取り下げる権限を有する。したがって、2018年12月31日までに設立された代表機構は、2018年の年度報告書及び関連資料を適時に提出する必要がある。

7号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://zjj.fujian.gov.cn/wj/201902/t20190228_4775507.htm

「管理条例」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zwgk/2010-11/25/content_1753484.htm

▶ 「2019年外商投資企業の年度投資経営情報の連合報告の実施に関する通知」

概要

財政部、国家税務総局、国家外貨管理局、商務部及び統計局は2019年3月12日付で、「2019年外商投資企業の年度投資経営情報の連合報告の実施に関する通知」 (“「通知」”)を公布した。

「通知」によれば、中国国内で法に基づき設立、登記された外商投資企業は、2019年4月1日から6月30日までの期間に、「全国外商投資企業の年度投資経営情報の連合報告アプリケーション」 (<http://www.lhnb.gov.cn/>) にアクセスし、2018年度の投資経営情報を記入しなければならない。関連するデータ情報は商務、財務、税務、統計及び外貨部門の間で共有される。2019年に設立された外商投資企業は、翌年から企業年度投資経営情報を記入する。

連合年度報告に参加する外商投資企業の名簿及び企業の投資経営情報は、「企業情報公開暫定条例」(国务院令[2014]654号) (“654号令”)に基づき、情報公開が必要な場合、「全国外商投資企業の年度投資経営情報の連合報告情報公開プラットフォーム」 (<http://lhnbs.mofcom.gov.cn/>) にて公開される。

各地の商務主管部門は、財政、税務、統計及び外貨部門と協力して、連合年度報告に関する作業を行い、連合年度報告のデータに対する分析を強化し、分析報告書を作成して、2019年8月31日までに商務部に提出するとともに、同レベルの財政、税務、統計及び外貨部門にも写しを送付しなければならない。

「通知」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201903/20190302844518.shtml>

654号令の全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-08/23/content_9038.htm

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- | | | |
|---|---|---|
| <p>▶ 北京</p> <p>大谷 光尋
監査
+86 10 5815 4569
mitsuhiro.otani@cn.ey.com</p> <p>鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連</p> <p>秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海</p> <p>高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p>鯉沼 里枝
監査
+86 21 2228 3976
rie.koinuma@cn.ey.com</p> <p>星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p>江 海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p>久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州</p> <p>長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>穴井 宏明
監査
+86 20 2881 2888
hiroaki.anai@cn.ey.com</p> <p>石澤 晶宗
税務
+86 20 2881 2712
masamune.ishizawa@cn.ey.com</p> | <p>▶ 深圳</p> <p>小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港</p> <p>重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>田所 謙史
監査
+852 2846 9623
satoshi.tadokoro@hk.ey.com</p> <p>吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>稲葉 宏和
金融
+852 2629 3046
hirokazu.inaba@hk.ey.com</p> |
|---|---|---|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

崔 虹

税務

hong.cui@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マークツ本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より 詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com。

© 2019 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版権所有

APAC No. 03008304

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務 その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切な アドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

